

秘密保全法 法案制定過程の情報開示請求から見えてくるもの

NPO 法人 情報公開市民センター

1.はじめに

私たち NPO 法人 情報公開市民センター（「市民センター」と略す）と全国市民オンブズマン連絡会議は、平成 24 年 3 月 5 日付で「秘密保全法の制定に反対する」声明を連名で発表している。日本弁護士連合会ならびに全弁護士会、報道団体・市民団体なども秘密保全法に反対の決議・声明をあげ、法案の国会提出や法制定に反対している。こうした反対にもかかわらず、政府は 2013 年 10 月に開会予定の臨時国会に「秘密保全法」の提出を予定していることが報道されている。

この法律が制定されてしまうと、知る権利の形骸化に加え、秘密保全の名の下、広く国民、市民を政府の監視下に置くことになりかねない。ところが、「秘密保全法」については、有識者会議の報告書が平成 23 年 8 月に提出されただけで、肝心の法案は国民の間に明らかにされていない。これは法案の公表によって、国民の間に秘密保全法に対する反対運動が活発化することを政府が警戒した、悪質な情報隠しと言わざるを得ない。市民センターは法案制定過程の情報を少しでも明らかにし、多くの市民に秘密保全法の危険性を理解してもらうため、秘密保全法の立法過程の情報の開示請求を行うとともに、全国の弁護士による弁護団を結成し、国の不開示処分を争う訴訟を提起した。

2.法案ならびに制定過程の情報公開請求するも内容すべて不開示

法案は内閣官房内閣情報調査室が中心となって作成、検討をしている。そこで市民センターは、法案の内容や、また各省庁でどのような議論がなされているのかという立法過程に関する情報を、平成 24 年 3 月 26 日に内閣情報調査室に開示請求した（「秘密保全法制に関する法令等協議、法令以外の協議」に関する文書）。ところが内閣情報官は、法案だけでなく、省庁間での議論の内容のほとんどすべてを、情報公開法 5 条 3 号、5 号、6 号に該当することを理由として不開示としてきた。

これに対して市民センターは不開示処分の取り消し訴訟を平成 24 年 11 月 21 日、名古屋地裁に提訴した。

3.裁判の争点

争点を減らして迅速な判決を得るため、この訴訟の争点を次の 2 点に絞った。

- (1) 開示によって「国民の間に未成熟な情報に基づく混乱を不当に生じさせるおそれがあり、また、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや、それにより今後の法案化作業に支障が及ぶなど、内閣情報調査室の事務の適正な遂行に支障をおよぼすおそれ」があるとして「秘密保全法制に関する関係省庁相互間における審議、検討若しくは協議の具体的な内容が記載されている部分のすべて」を不開示としている点（法 5 条 5 号、6 号）
- (2) 開示によって「他国との信頼関係を損なうおそれや、それによって今後の調査研究に支障が及ぶなど、行政機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」として「公にすることを伝達することなく諸外国の行政機関等から入手した情報」を不開示としている点（法 5 条 3 号、6 号）

4.裁判の進捗状況

進行協議を経て、各文書で何が非公開なのか、ボーンインデックス（＝不開示箇所を個々に特定して、なぜその箇所が開示なのかがわかる形で主張を整理して提出すること）を被告国に作成さ

せた。国は開示請求対象文書1994枚の情報を23に類型化し、それぞれの不開示部分の枚数、概要と法5条の不開示事由該当性について説明してきた。

しかし、国の主張は上記争点(1)については、「最終的な方針であるとの誤解や憶測を招きかねず、国民の間に不当な混乱を生じさせるおそれがある」、「検討中の条文案等に対する関係省庁の立場や意見が明らかになり、外部からの干渉、圧力等により率直な意見の交換、意思決定の中立性が害されるおそれがある」「関係省庁の秘密保全法案の担当部局や担当者に対し、筋違いの批判等を招き、嫌がらせやいたづら、偽計といった圧力や干渉等の影響を受け、我が国の安全を脅かすことを企図する勢力が、自らに有利な内容に議論を誘導すべき、秘密保全法案の担当部局や担当者等に対して各種工作活動を行うおそれにより、当該政策に不当な影響を受けるおそれがある」といったものであった。

上記争点(2)の「秘密保護法違反事件の刑事司法手続における秘密保護制度」【資料1】に関しては、「我が国の駐在官が相手国担当者との信頼関係の下で聴取した情報であり、公にすることを前提に聴取したものではない。情報交換の内容を外部に明らかにしないとの暗黙の了解を前提とするもので、その内容が公にされれば我が国が保秘に対する信頼を失う」としている。

そもそも不開示決定に際して国が、情報の開示によって市民の間に議論が巻き起こることを不当な混乱としている点は問題だ。秘密保全法が憲法に反する運用がなされるおそれのあることは、昨年政府が公表した有識者会議の報告書も認めているが、憲法に違反するおそれの大きい法案だからこそ、市民の間に十分に議論されることが必要なはずだ。できるだけ世論を刺激しないように、国民が意識しない間に法案を通してしまいたい、という国のホンネが透けて見える。

また、訴訟になってからの国の主張も抽象的だったり荒唐無稽だったりする。「外部からの干渉、圧力、嫌がらせ、筋違いの批判、偽計って具体的に何を想定しているのか。」「だいたい嫌がらせや筋違いの批判で政府の意思決定の中立性が害されることがあるのか。」「外国勢力が情報公開請求結果をアテにして工作をするのか。そんなことは有識者会議の報告書にも記載がないゾ。」「暗黙の了承なんてあるのか。」という反論がすぐに出てこよう。こういった主張に対する反論は具体的にやらなければならない。しかし、だからといってそれにより、訴訟が遅延し、無駄な時間を費やさないようにすることも必要である。

5.これまで何が明らかになったか

今回裁判を行っているのは、平成23年8月～平成24年3月26日分の法令協議に関するものであるが、その後の法令協議も情報公開請求し、平成24年10月12日分まで入手済みである。省庁間の協議内容はおろか、条文案の骨子・内容、条文数すら不開示である一方【資料2】、訴訟の経過や開示された5709枚を分析したところ、以下の事実が判明した。

(1) 名称が「特別秘密」から「特定秘密」に変更になったこと。

国の準備書面で判明。名称変更は、国民によりソフトイメージを与えるためではないだろうか。

(2) 「特定秘密」に指定された情報は情報公開法5条3号、4号該当情報となり、情報公開法の対象外となるものではないとのこと(被告国の準備書面。「行政文書」から特定秘密がはずされる、というのではなさそうだ。)

(3) 当初は平成24年2月には国会提出予定だった【資料3】。平成23年9月15日資料の、秘密保全法制スケジュールで判明。

(4) 平成24年4月には逐条解説案、用例集案、平成24年5月には参照条文集案まで完成している。法律案はこの時期にはほとんど完成していると見られる【資料4】。

(5) 内閣官房内閣情報調査室が平成 23 年 9 月から平成 24 年 10 月 12 日までに、延べ 47 回も内閣法制局に法案等資料を持ち込み、審議している【資料 5】。

(6) 各省庁の文書での質問の多くは平成 24 年 5 月ごろまでに終わり、その後はほとんど質問していない【資料 6】。これも法律案が平成 24 年 5 月にはほぼ完成している証拠である。

(7) 秘密保全法を所管する内閣情報調査室に文書で最も多く質問しているのは警察庁の 28 回であり、外務省の 17 回、防衛省の 12 回と続く【資料 6】。

警察庁との協議回数が多いのはそれだけ警察庁がこの法案制定に熱心だからである。ちなみに、防衛・外交情報については自衛隊法、MDA 法（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法）や刑事特別法で漏えいを厳しく処罰している。

この事実が明らかにするのは、今回の秘密保全法が目指すのは、③公共の安全と秩序の維持に関する情報を厳しく管理しようとしているという点である。これが警察庁が立法化に熱心な理由ではないか。因みに、昭和 60 年に国会提出された国家秘密法案にはこれがない。法案を検討している内閣情報調査室には、警察庁キャリアが大勢出向している。近年、警察が保有する情報の流出や、裏金問題や違法捜査に関する内部告発などがあつた。秘密保全法とは、公共の安全と秩序の維持情報（主に警察情報、原発情報なども含む可能性あり）を、日米同盟情報レベルで防御するだけでなく、調査・監視しようとする市民・マスコミを徹底的に監視し、刑罰の威嚇をもって対応するものだと言える。

なお、参考までに、警察庁と内閣情報調査室とのやり取りの一部を掲載する【資料 7】。

(8) 「適性評価制度と適格性確認制度の比較」が作成されている【資料 8】。平成 24 年 8 月 21 日作成。法律に基づかない現行の「適格性確認制度」のあらましが若干判明した。秘密保全法における「適性評価制度」については全て非公開。

(9) 「報告書に対する日弁連の指摘事項と本法における対応等」が作成されている【資料 9】。

平成 24 年 8 月 24 日作成。本法における対応等は全て非公開で、市民・国民と対話をして法律を作ろうという気がない。

(10) 協議項目名すら非公開の文書については、国会・裁判所を本法の対象として検討している可能性が高い【資料 10】。国会議員や裁判官まで秘密保全法の適性評価制度の対象となる可能性が高い。

(11) 内閣情報調査室が内閣法制局に持ち込んだ資料を分析したところ、最も多いのが、「適正評価と思想・良心及び信教の自由との関係について」「適正評価と法の下での平等との関係について」の 17 回であり、本法案が憲法に抵触するおそれがあることを立法担当者が十分承知していることがわかる【資料 11】。また、「刑事裁判手続における特別秘密の立証方法について」が 13 回と続いて多く、憲法 82 条の裁判公開の原則と秘密保全法との兼ね合いについて多く議論していることも判明した。なお、先に述べた【資料 1】は各国の刑事裁判手続における特別秘密の立証方法についての記載である。

上記、非公開になった文書や分析結果、訴訟通信は市民センターの web に掲載している。

<http://www.jkcc.gr.jp/menu6.html>

8. 秘密保全法の制定を阻止しよう

上記裁判や情報公開請求結果からは、市民・国民への説明責任を果たそうとする国側の態度が一切見られない。違憲のおそれがある秘密保全法であるからこそ、情報を公開した上での国民の

十分な議論が必要不可欠である。そしてまた、本来必要なのは、知る権利を無にし、市民のプライバシーを侵害する秘密保全法ではなく、情報公開法の改正による積極的な情報公開である。しかし自公政権が復活し、民主党政権時に提案されていた情報公開法改正案は立ち消えとなっている。

そもそも、秘密保全法を制定する必要などない。この法制度で国が隠そうとしている「特定秘密」のほとんどは「国の存立にとって重要な情報」ではなく、単に「政権にとって都合が悪い情報」でしかないはずだ。

私たちは過去に警察の捜査報償費・旅費を原資とした裏金問題や、外務省の外交機密費裏金に関して追及してきた。こうした市民オンブズマンの経験を踏まえ、情報公開の有用性を積極的に示し、秘密保全法を阻止しよう。

	タイトル		枚数
資料 1	秘密保護法違反事件の刑事司法手続における秘密保護制度	法令協議開示文書 H23. 11	5
資料 2	・特別秘密の保護に関する法律案(仮称)の概要 ・次期通常国会提出予定法案 ・特別秘密の保護に関する法律(仮称)(素案)	法令協議開示文書 H23. 11	3
資料 3	秘密保全法制スケジュール	法令協議開示文書 H23. 9	1
資料 4	・逐条解説(案) ・用例集(案) ・参照条文集(案)	法令協議開示文書 H24. 4 H24. 5	7
資料 5	・内閣法制局資料持込み日程まとめ ・月別開示された枚数	開示資料から作成	1
資料 6	内閣情報調査室と協議先の省庁回数と日時分析	開示資料から作成	1
資料 7	警察庁と内閣情報調査室のやり取り(サンプル)	法令協議開示文書 H24. 4	4
資料 8	適性評価制度と適格性確認制度との比較	法令協議開示文書 H24. 8	1
資料 9	日弁連等の主な指摘事項と本法における対応	法令協議開示文書 H24. 8	7
資料 10	■■■■	法令協議開示文書 H23. 11	2
資料 11	内閣情報調査室が内閣法制局に提出した資料の項目一覧	開示資料から作成	1

○ イギリス



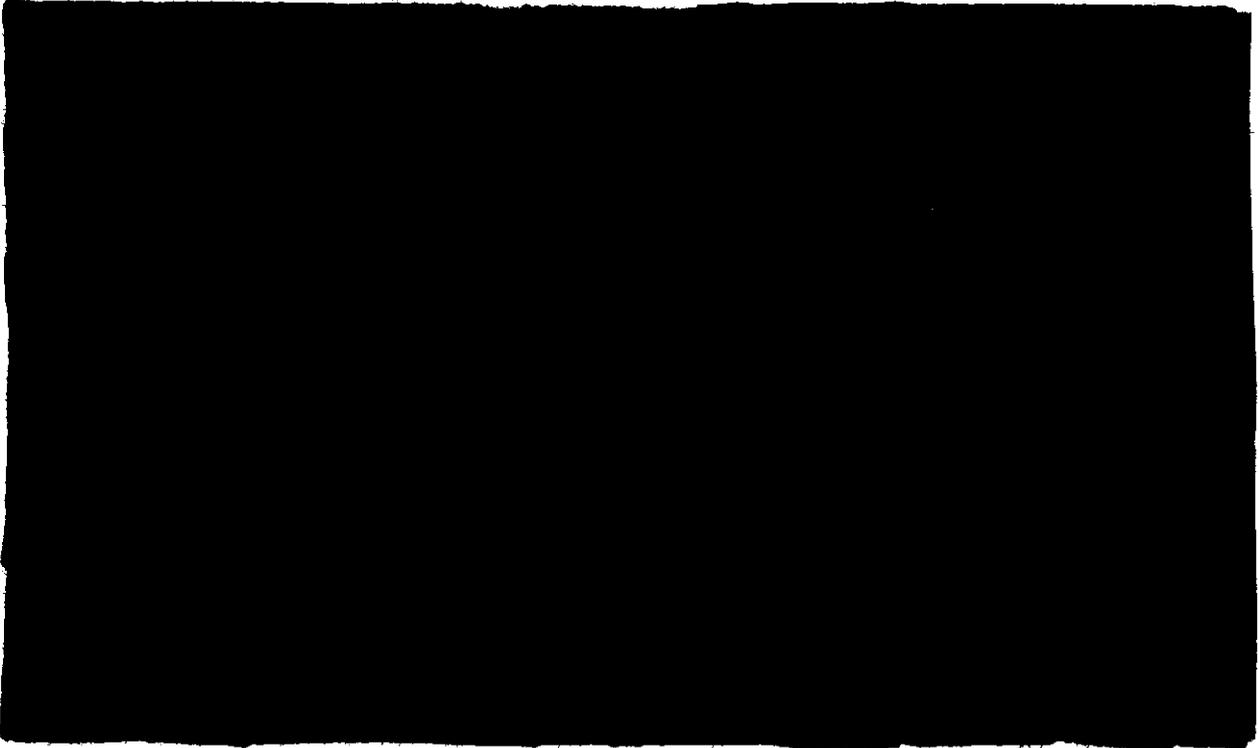
1989年國家機密法違反の罪（ただし同法8条(1)(4)(5)を除く）に関する公判については、同法11条(4)により、1920年國家機密法8条(4)を準用し、証拠や文書が明らかになることが國家の安全を損ねるおそれのある場合、檢察官の申請により、公衆を除外して審理を行うことができる（いわゆるインカメラ手続）。ただし、判決言渡しは公開しなければならない。手続は刑事訴訟規則16.10による。

※ 1989年國家機密法11条(4)

「1920年國家機密法8条(4)（國の安全を理由とする傍聴人の排除）の規定は、同項が引用する犯罪が、本法の8条(1)、(4)及び(5)を除く規定を引用しているものとして、効力を有する。」

※ 1920年國家機密法8条(4)

「裁判所が訴訟手続から傍聴人を排除できる既存の権限を害することなく、これに付加して、1911年國家機密法又は本法上の罪を犯した者に対する訴訟手続又は上訴手続、あるいは1911年國家機密法又は本法上の軽罪ないし重罪を犯した被告人に対する公判手続において、檢察官が、手続の過程における証拠の開示又は陳述が國の安全を害するとの理由で、傍聴人の全部又は一部が審問手続のいずれかの部分から排除されるべきとの申請をしたときは、裁判所はその旨の命令をすることができる。ただし、刑の言渡しは公開法廷でなければならない。」



※ ドイツ刑事訴訟法第 96 条

「当局又は公務員により公的に保管されているファイルその他の書面は、当該当局等の最高責任者が、当該ファイル又は文書の公表が連邦又はドイツ州の福祉にとって有害である旨を宣言した場合には、その提出又は交付を要求され得ない。第一文は、連邦議会議員若しくは州議会議員又は連邦若しくは州の議会の会派の職員が保管しているファイルその他の文書に関し、証言を許可する権限を有する部門が同様の宣言をした場合について準用する。」

※ ドイツ刑事訴訟法第 172 条

「裁判所は、以下の場合には、審問手続の全部又は一部につき傍聴人を排除することができる。

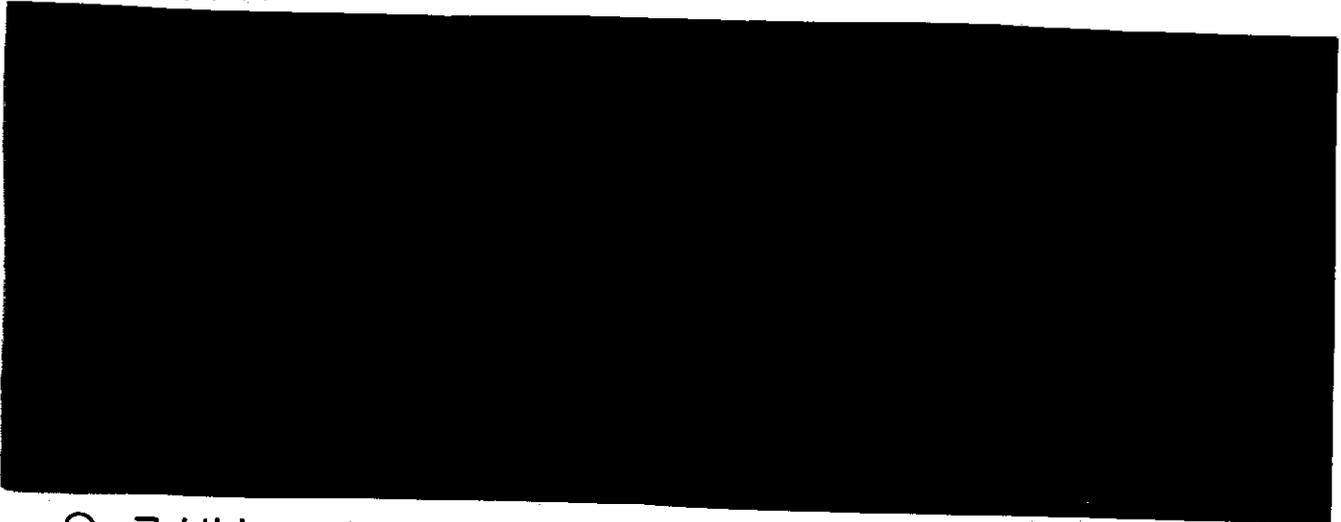
- 1 国の安全、公共の秩序又は公共のモラルが害されるおそれがある場合
- 1a 証人その他の者の生命、身体又は自由が害されるおそれがある場合
- 2 重要な事業、貿易、発明又は租税の秘密に言及があり、公開の場で討論すれば保護に値する最も重要な利益が害される場合
- 3 私的な秘密が問題となっているところ、証人又は鑑定人によるその無権限の開示が犯罪を構成する場合
- 4 18 歳未満の者が尋問される場合」

※ ドイツ刑事訴訟法第 171b 条

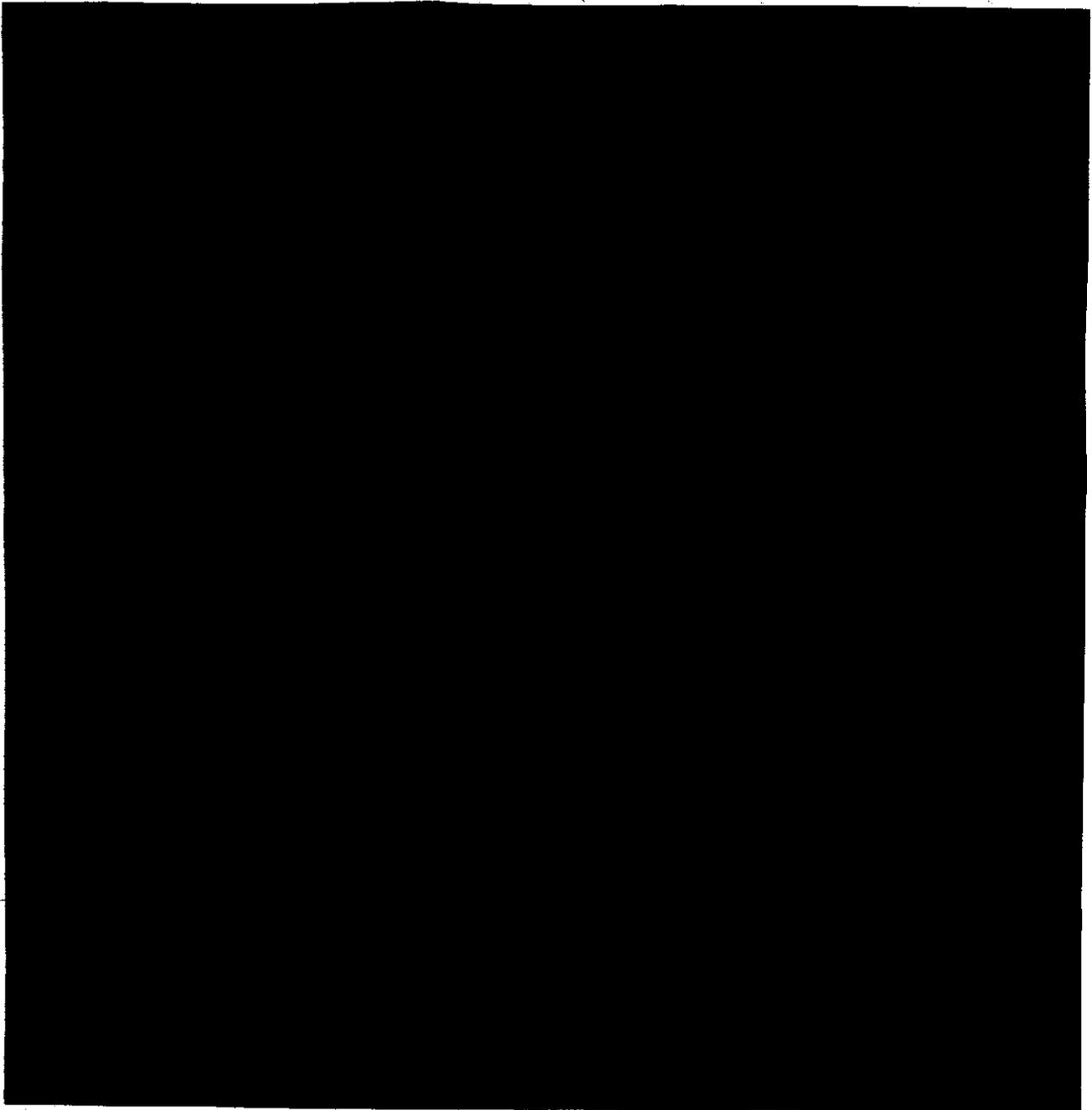
- 「(1) 手続の参加者、証人又は不法行為（刑法第 5 番 11 条(1)）の被害者の私的な事情に言及がある場合であって、その公開の場での議論が保護に値する利益を害する場合には、傍聴人を排除することができる。ただし、かかる事実の公開での議論を優先すべき利益がある場合を除く。私的な事情に影響を受ける当事者が審問手続における傍聴人の排除に異議を述べる場合には本項は適用されない。
- (2) (1)の第一文に規定する前提条件が存在し、私的な事情に影響を受ける当事者が請求した場合には、傍聴人は排除される。
- (3) (1)又は(2)に基づく決定には異議申立てができない。」

○ フランス

取扱注意



○ アメリカ



「 連邦議会は、秘密情報を開示するかそれとも起訴を断念するかというジレンマを解消し、また迅速な裁判を保障することで被告人の利益をはかるという目的で、一九八〇年秘密指定情報訴訟手続法 (Classified Information Procedure Act) を成立させ、従来の原則に若干の修正を加えている。この法律の概要は、次のとおりである。

刑事裁判における被告人が、自己の弁護のため秘密指定情報を開示することになると予測する場合には、事前に検察官と裁判所に対して文書による告知をしなければならない。この告知を怠った場合、裁判所はその開示を阻止し、又はそれに関係する立証を禁止することができる (五条 (a) (b) 項)。この告知があった場合、政府側は当該秘密情報の利用の可否を決定する審理を裁判所に求めることができ、その場合、秘密指定情報そのものを提出するかわりにサマリーを提出することが認められる。この審理は非公開 (in camera) で行われ、政府側の申立てが拒否された場合であっても、当該情報の開示が合衆国の安全にとって identifiable な損害を生じるとの司法長官の宣誓供述書が提出された場合には、裁判所は被告人に開示禁止を命じる。ただし、被告人が開示を阻止された場合は、正義に反すると裁判所が決定する場合を除き、起訴を却下するものとする (六条 (a)、(c)-(e) 項)。秘

密指定情報の開示を認める旨の決定に対しては、政府側に中間訴訟 (interlocutory appeal) の提起が許され、その場合、本案の審理は停止される (七条)。」 (右崎正博「アメリカの国家秘密保護法制・上」法律時報 59 巻 5 号 49 頁以下 (昭和 62 年))

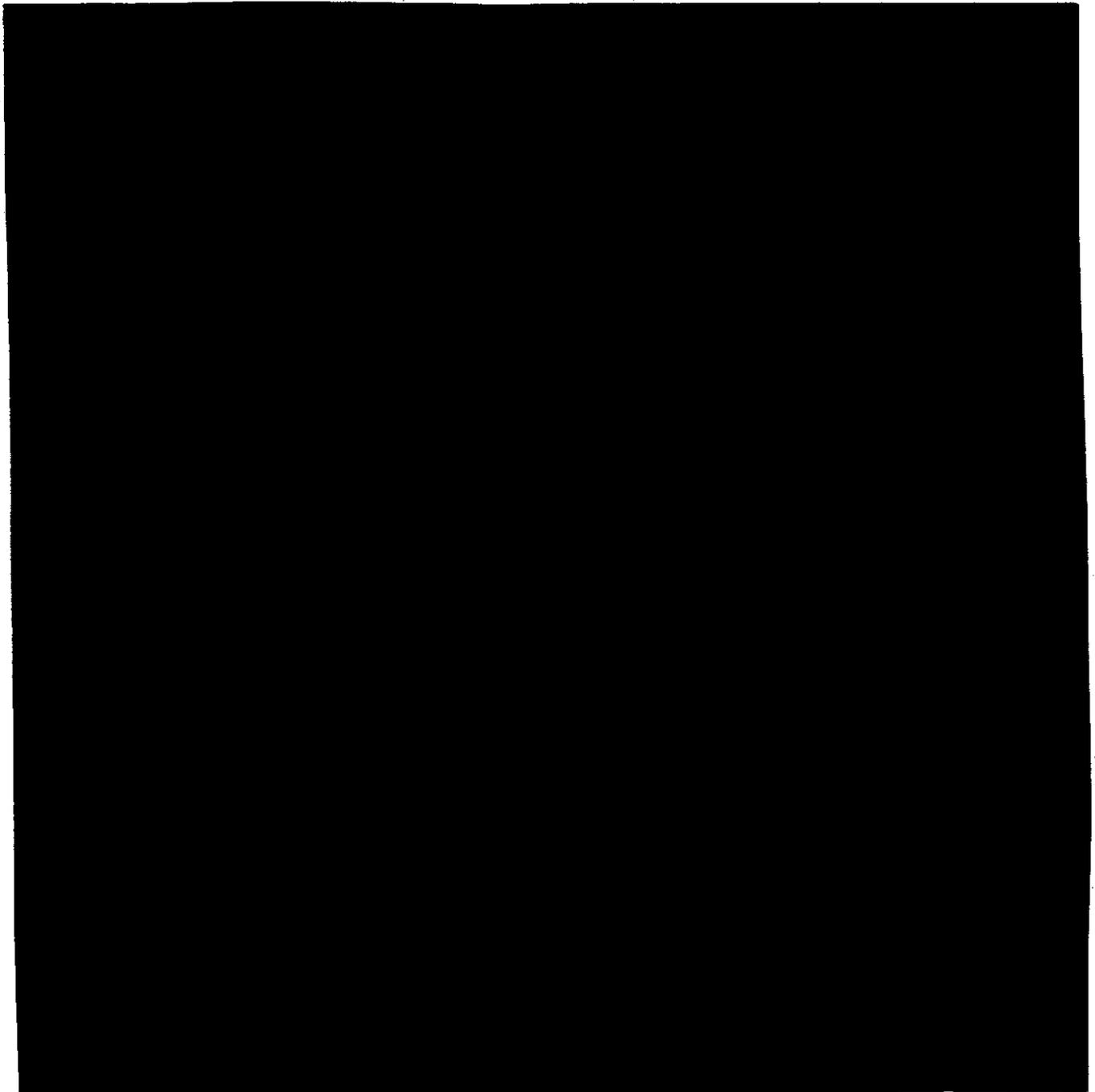
※ このほか、秘密指定情報訴訟手続法には以下のような規定がある。

- ・ 裁判所は、検察官が被告人に開示した証拠の第三者への開示を禁ずる保護命令 (protective order) を発することができる (3 条)。
- ・ 裁判所は、検察官が十分な理由を示す場合には、検察官から被告人への開示証拠から秘密情報の特定の事項を消去すること、秘密文書の情報の抄録を代わりに開示すること、又は当該秘密情報により立証しようとする事実の存在を認める文書を代わりに開示することを認めることができる (4 条)。

特別秘密の保護に関する法律案（仮称）の概要（案）

我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿を要するものを特別秘密として保護するため、行政機関における特別秘密の指定、特別秘密を取り扱う者に対する適性評価の実施等の特別秘密の管理に関する措置、特別秘密の漏えいに対する罰則等について定める。

第1 骨子



第2 留意事項



(現時点で検討中のもの)

様式1

次期通常国会提出予定法案

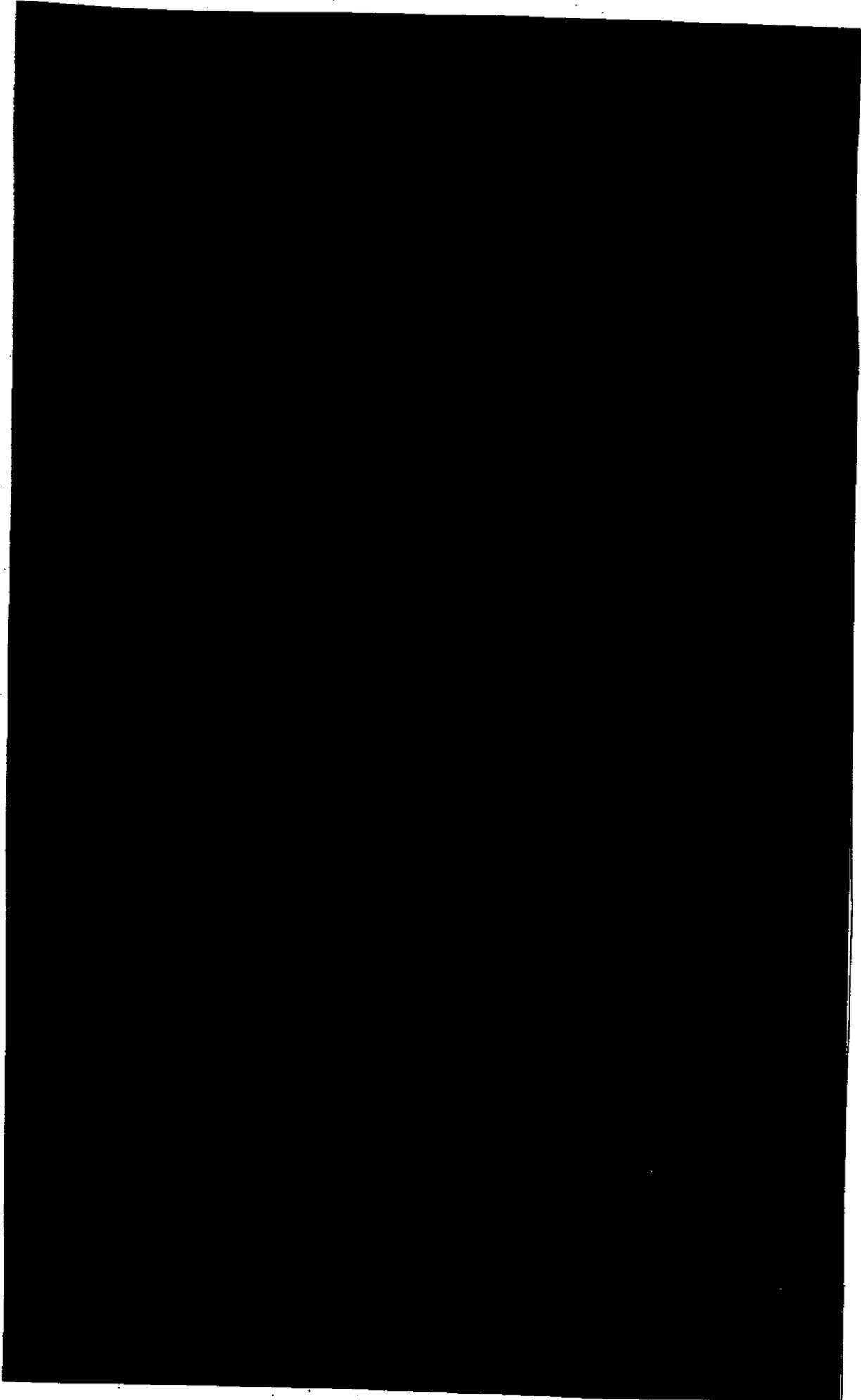
内閣官房

総計 件 (うち※ 件、その他 件)

予算 関連	件名	要旨	備考
	特別秘密の保護に関する法律 (仮称)	我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿を要するものを特別秘密として保護するため、行政機関における特別秘密の指定、特別秘密を取り扱う者に対する適性評価の実施等の特別秘密の管理に関する措置、特別秘密の漏えいに対する罰則等について定める。	

- (注) 1 検討中のものは、紙を別にし、表題にその旨を記載
- 2 備考欄には、次の事項に該当がある場合に記載
- ・ 日切れ、日切れ扱い、期限切れの場合は、その旨 (期限切れはその時期も記載)
 - ・ 補正予算関連又は条約関連の場合は、その旨
 - ・ 一括審議希望の場合は、該当法案を括弧でくくり、一括審議希望と記載
 - ・ 共同提出の府省がある場合は、〇〇府省と共同提出と記載
 - ・ 参議院先議を希望する場合は、その旨
 - ・ 条約については、署名済、採択済、交渉中等の別
- 3 予算関連法案については、「予算関連法案」の欄に※を記載してください。

特別秘密の保護に関する法律（仮称）（素案）



秘密保全法制スケジュール

月	日	手続	内閣法制局審査	関係省庁等
9	上			<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>予備審査</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto; margin-top: 20px;"> <p>各省事前協議</p> </div>
	中		条文案持込み	
	下	内総に件名・要旨提出		
10	上			
	中			
	下			
11	上			
	中			
	下			
12	上			
	中	内総に件名・要旨提出	部長概要説明	
	下			
1	上	文書課長等会議 内閣法制局幹部会		
	中		部長説明終了	
	下		部長説明終了後 に各省協議開始	
2	上	内総ヒアリング	読み合わせ	
	中	閣議請議 閣議決定・国会提出		
	下			
3	上			
	中			
	下			

非予算関連法案の予備審査は10月上旬から開始して年内に終了するよう努める (H5.1.18文書課長等会議発出「法令協議に関する申合せ」)

各省協議

各省協議は閣議予定日の2週間前までに開始する (上記「法令協議に関する申合せ」)

予算関連法案の閣議決定は予算案の国会提出から3週間以内、非予算関連法案は7週間以内

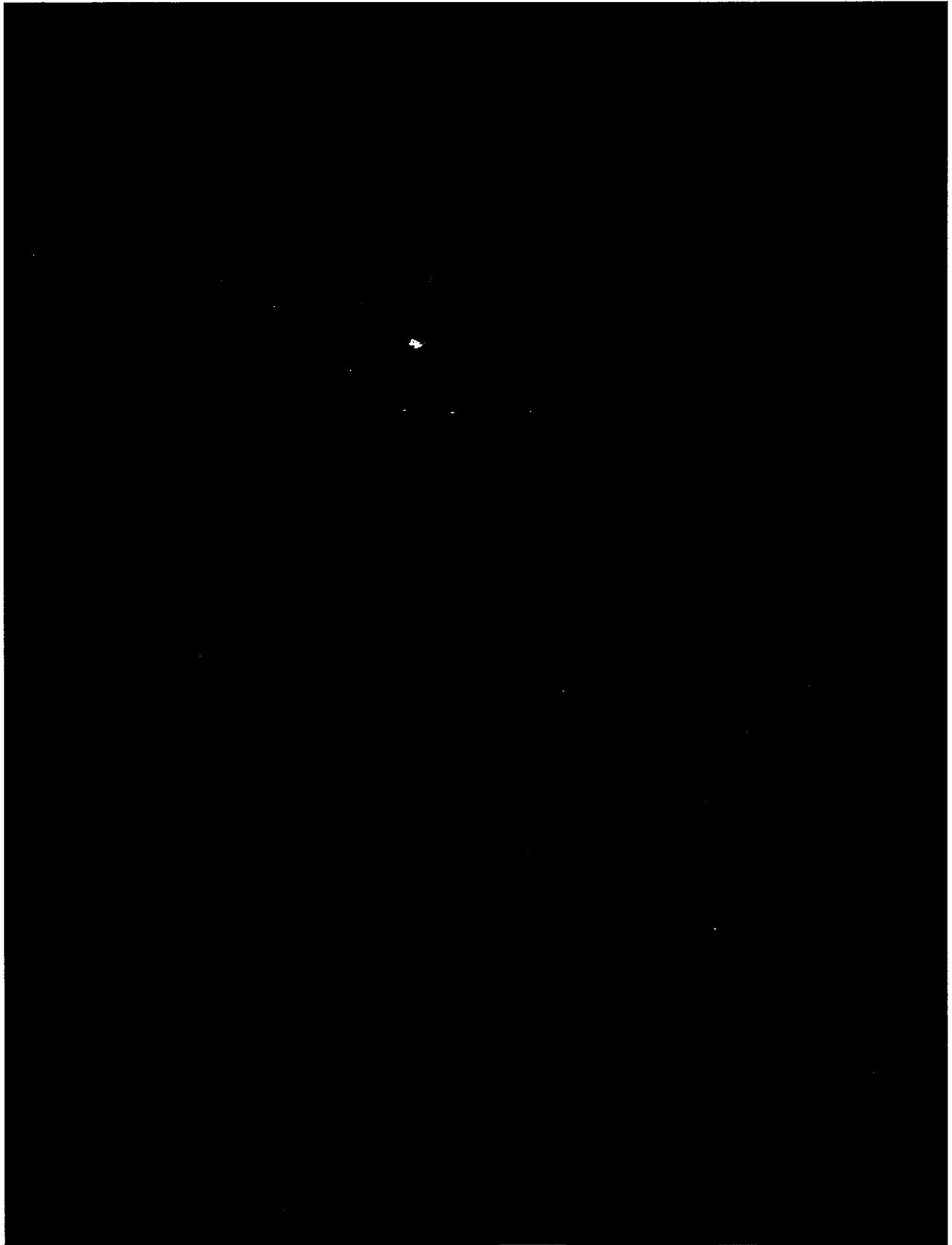
特別秘密の保護に関する法律案（仮称）

【逐条解説】

（案）

平成24年〇月
内閣官房

目次



特別秘密の保護に関する法律案（仮称）

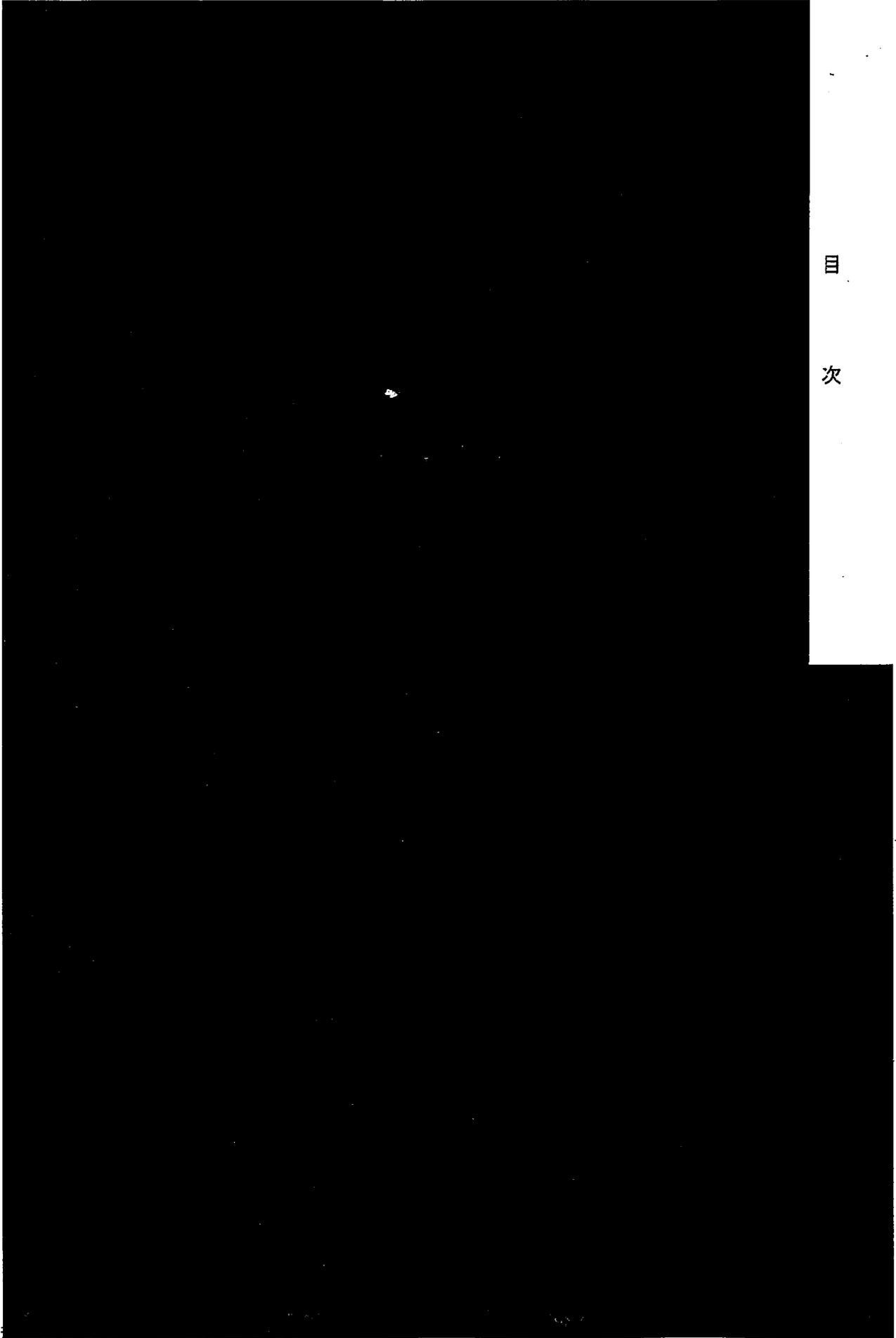
【用例集】

（案）

出典：ぎょうせい「現行日本法規」
ぎょうせい「現行法令インターネット版」
官報

平成24年〇月
内閣官房

目次



特別秘密の保護に関する法律（仮称）（案）

【参照条文集】 （案）

出典：ぎょうせい「現行日本法規」
ぎょうせい「現行法令インターネット版」
官報

平成24年〇月
内閣官房

特別秘密の保全に関する法律 (仮称) (案) 参照条文

- 日本国憲法(抄) 1
- 官吏服務紀律(明治二十年勅令第三十九号) (抄) 1
- 刑法(明治四十年法律第四十五号) (抄) 1
- 内閣法(昭和二十二年法律第五号) (抄) 3
- 官内庁法(昭和二十二年法律第七十号) (抄) 4
- 国会法(昭和二十二年法律第七十九号) (抄) 4
- 国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号) (抄) 4
- 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号) (抄) 4
- 参議院規則(昭和二十二年議決) (抄) 5
- 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号) (抄) 5
- 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百十一号) (抄) 5
- 裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号) (抄) 6
- 警察法(昭和二十九年法律第六十二号) (抄) 7
- 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号) (抄) 7
- 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭和二十九年法律第六十六号) (抄) 9
- 自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号) (抄) 10
- 割賦販売法(昭和三十六年法律第五十九号) (抄) 10
- 防衛諸計画の作成等に関する訓令(昭和五十二年防衛庁訓令第八号) (抄) 10
- 不正競争防止法(平成五年法律第四十七号) (抄) 11
- 民事訴訟法(平成八年法律第九十九号) (抄) 12
- 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号) (抄) 12
- 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号) (抄) 13
- 外務省設置法(平成十一年法律第九十四号) (抄) 14
- 不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第二百二十八号) (抄) 14
- 法務省組織令(平成十二年政令第二百四十八号) (抄) 15
- 行政機関の保有する個人情報情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号) (抄) 15

○武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号） （抄）	16
○公益通報者保護法（平成十六年法律第二百二十二号） （抄）	17
○会社法（平成十七年法律第八十六号） （抄）	17
○情報業務の実施に関する訓令（平成十八年防衛庁訓令第二十一号） （抄）	18
○労働契約法（平成十九年法律第二百二十八号） （抄）	18
○公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号） （抄）	18
○国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（第一百七十七回国会提出閣法第七十七号） （抄）	19
【資料1】合議制の機関について	20
【資料2】特別秘密の保護に関する法律（仮称）（案）と秘密保全に関する現行法との対照表	24

秘密保全法制 内閣法制局資料持込日程まとめ
(2011/8-2012/10/12)

	資料持込	審査
第1回	2011/9/15	2011/9/20
第2回	2011/10/13	2011/10/18
第3回	2011/11/2	2011/11/7-8
第4回	2011/11/11	2011/11/15
第5回	2011/11/18	2011/11/21
第6回	2011/11/25	2011/11/28
第7回	2011/11/30	2011/11/30
第8回	2011/12/1	2011/12/1
部長概要説明	2011/12/2	2011/12/7
第9回	2011/12/12	2011/12/12-13
第10回	2011/12/14	2011/12/14
第11回	2011/12/15	2011/12/16
部長再概要説明	2011/12/16	
第12回	2011/12/22	2011/12/22
第13回	2011/12/27	
第14回	2012/1/30	2012/1/31
第15回	2012/2/6	2012/2/7
第16回	2012/2/13	2012/2/17
第17回	2012/2/20	2012/2/21
第18回	2012/2/27	2012/3/5
第19回	2012/3/5	
第20回	2012/3/12	2012/3/12
第21回	2012/3/19	2012/3/27
第22回	2012/3/26	2012/3/27
第23回	2012/4/2	2012/4/5
第24回	2012/4/9	2012/4/10-11
第25回	2012/4/16	2012/4/16
第26回	2012/4/23	2012/4/26
第27回	2012/5/7	2012/5/8
第28回	2012/5/14	2012/5/16
第29回	2012/5/21	2012/5/22
第30回	2012/5/28	2012/5/28
第31回	2012/6/4	2012/6/4
第32回	2012/6/11	2012/6/11
第33回	2012/6/18	2012/6/18
第34回	2012/6/25	2012/6/26
第35回	2012/7/2	2012/7/2
第36回	2012/7/9	2012/7/9
第37回	2012/7/17	2012/7/17
第38回	2012/7/19	2012/7/19
第39回	2012/7/23	
第40回	2012/8/1	2012/8/2
第41回	2012/8/9	
第42回	2012/8/22	2012/8/23
第43回	2012/8/27	2012/8/29
第44回	2012/9/3	
第45回	2012/9/11	
第46回	2012/10/9	
第47回	2012/10/12	

開示された枚数

H23.8	72
H23.9	93
H23.10	64
H23.11	538
H23.12	564
H24.1	239
H24.2	267
H24.3	157
H24.3.27	44
H24.4	583
H24.5	487
H24.6	621
H24.7	1019
H24.8	318
H24.9	537
H24.10	106

5709

内閣情報調査室と協議先の省庁 回数と日時分析

H23.8.1-H24.10.12分

	文書質問	協議
警察庁警備局警備企画課	28	1
外務省大臣官房総務課	17	2
防衛省防衛政策局調査課情報保全企画室	12	4
内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付	8	
公安調査庁総務部総務課審理室	5	
経済産業省大臣官房情報システム厚生課	4	
法務省刑事局公安課	3	3
海上保安庁総務部政務課	3	
内閣官房内閣副長官補室(内政)	2	
内閣官房内閣総務官室	2	
公平審査局調整課	1	
経済産業省 経済産業政策局知的財産政策室		1
内閣府大臣官房公文書管理課		1
	85	12

	文書質問	協議
平成23年8月	15	
平成23年9月	5	
平成23年10月	3	
平成23年11月	14	1
平成23年12月	11	3
平成24年1月	5	3
平成24年2月	15	
平成24年3月	5	1
平成24年4月	4	1
平成24年5月	4	1
平成24年6月	2	2
平成24年7月		
平成24年8月	1	
平成24年9月	1	
平成24年10月		
	85	12

【ご連絡】 秘密保全法制に関する内閣法制局との協議メモについて

【資料7】
1/1

【ご連絡】 秘密保全法制に関する内閣法制局との協議メモについて

送信日時: 2012年4月6日 17:15
宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)
添付ファイル: 240406警察庁質問.jtd (25 KB)

内調
様

お世話になっております。
警察庁の[]です。

標記について、添付のとおりお送り致します。
よろしくお取り計らい下さい。

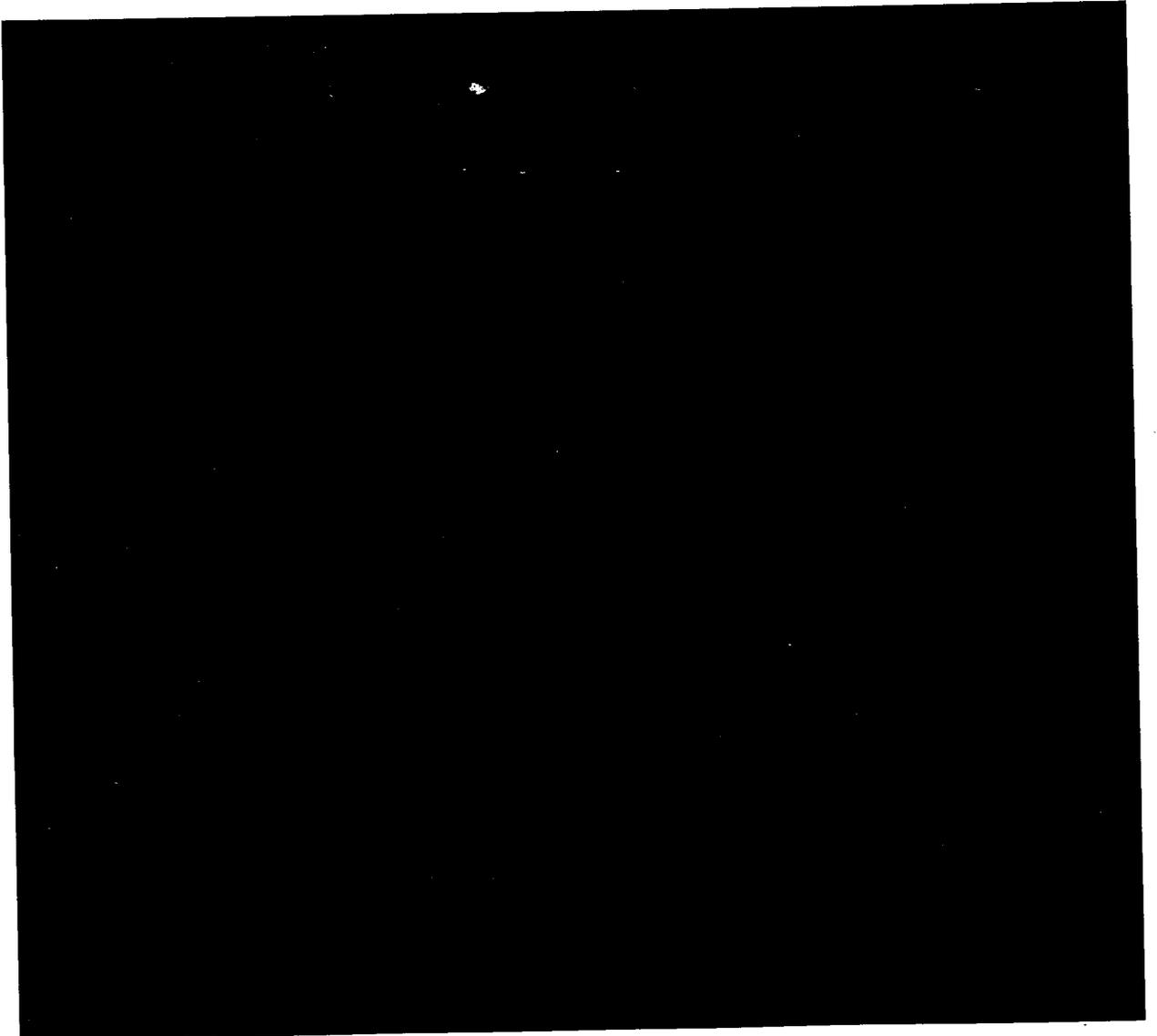
[] 拝

内閣官房内閣情報調査室担当官 殿

事務連絡
平成24年4月6日
警察庁

第23回法制局持込み資料について
みだしの件について、下記のとおり質問を提出致しますので、よろしくお取り計らい
願います。

記



警察庁 担当者 殿

事務連絡
平成24年4月17日
内閣情報調査室

警察庁からの意見等（平成24年4月6日付け）に対する回答

標記について、貴省からの4月6日付け意見等に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記



	適性評価制度	適格性確認制度	備考
根拠	<ul style="list-style-type: none"> ○特別秘密の保護に関する法律(案) ○特別秘密の保護に関する法律施行令(案) 	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○カウンタートーテリジエンス機能の強化に関する基本方針(カウンタートーテリジエンス推進会議決定) ○秘密取扱者適格性確認制度の実施に関するガイドライン(カウンタートーテリジエンス推進会議承認) ○秘密取扱者適格性確認制度実施規程(各行政機関が作成) ○国の行政機関の職員 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別管理秘密の取扱いが見込まれることとなった者 	<p>※1 適格性確認は、任命権者である行政機関の長等による特別秘密を取り扱う官職への職員の任用に関して任命権者の権限の範囲内で実施している。</p>
対象	<ul style="list-style-type: none"> ○特別職の国家公務員(自衛隊員を除く。)は対象外 ○国の行政機関の長が指定した者 	<p>※2 適格性確認は、職員の任用に関して任命権者の権限の範囲内で実施しているものであり、また、対抗措置を講じられるおそれがあることを考慮し、調査事項は公表していない。</p>	<p>※3</p> <p>なお、前掲の「基本方針」では、適格性の確認に当たっては、国家公務員法第27条の平等取扱原則を遵守しなければならない旨を規定している。</p>
調査事項	<ul style="list-style-type: none"> ○人事管理情報 ○上司・人事担当課に対する質問 ○本人に対する面接を実施 	<p>※4 職員の任用に関して任命権者の権限の範囲内で、主として人事管理情報を用いて適格性確認を実施することから、その実施に当たりも職員の同意を得ていない。</p>	<p>※5 適格性確認は、職員の任命に関して任命権者の権限の範囲内で実施しているものであり、適格性の有無の判断の結果や理由を通知することはしていない。</p>
情報収集の方法	<ul style="list-style-type: none"> ○人事管理情報 ○上司・人事担当課に対する質問 ○本人に対する面接を実施 	<p>※6</p> <p>主として人事管理情報を用いることから、左記のとおり行政機関個人情報保護法の一般則により個人情報保護を確保することにより足りると考えられる。</p>	<p>※7</p> <p>一般職の国家公務員・自衛隊員等について不利益取扱いを禁止する旨を「基本方針」等に確認的に規定する必要性が乏しい。</p>
同意の取得	<ul style="list-style-type: none"> ○同意の取得 ○結果の通知 	<p>行政機関個人情報保護法第8条第1項・第2項の規定による(正当な理由があれば第三者に提供することは妨げない。)</p>	<p>○人事管理情報</p> <p>○上司・人事担当課に対する質問</p> <p>○本人に対する面接を実施</p>
結果の通知	<ul style="list-style-type: none"> ○結果の通知 	<p>○人事管理情報</p> <p>○上司・人事担当課に対する質問</p> <p>○本人に対する面接を実施</p>	<p>○人事管理情報</p> <p>○上司・人事担当課に対する質問</p> <p>○本人に対する面接を実施</p>
理由の通知	<ul style="list-style-type: none"> ○理由の通知 	<p>○人事管理情報</p> <p>○上司・人事担当課に対する質問</p> <p>○本人に対する面接を実施</p>	<p>○人事管理情報</p> <p>○上司・人事担当課に対する質問</p> <p>○本人に対する面接を実施</p>
個人情報の利用・提供の制限	<ul style="list-style-type: none"> ○個人情報の利用・提供の制限 	<p>○人事管理情報</p> <p>○上司・人事担当課に対する質問</p> <p>○本人に対する面接を実施</p>	<p>○人事管理情報</p> <p>○上司・人事担当課に対する質問</p> <p>○本人に対する面接を実施</p>
不利益取扱いの禁止	<ul style="list-style-type: none"> ○不利益取扱いの禁止 	<p>○人事管理情報</p> <p>○上司・人事担当課に対する質問</p> <p>○本人に対する面接を実施</p>	<p>○人事管理情報</p> <p>○上司・人事担当課に対する質問</p> <p>○本人に対する面接を実施</p>

日弁連等の主な指摘事項と本法における対応

日弁連等の主な指摘事項	本法における対応	備考
<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別秘密の概念は曖昧広範 ○ 作成・取得した行政機関が指定を行うため、政府の違法行為等が特別秘密として国民の目から恣意的に隠される危険性が非常に高い。 		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 適性評価制度は、プライバシー等の機微情報を調査するところ、それに見合う効果も期待できず、プライバシーを侵害する可能性が高い。 		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 取材等により特別秘密を入手しようとする行為も取得行為、漏えいの教唆として処罰され得る。 ○ 不明確な特別秘密の漏えいや取得の処罰規定は、とりわけ内部告発者、報道機関等の取材者に萎縮効果を与え、国民の知る権利を著しく損なう。 		

○ 日本弁護士連合会「秘密保全法制に反対する決議」（平成24年5月25日）

政府が国会への提出を目指す秘密保全法案は、「特別秘密」という曖昧広範な概念を設定し、それを取り扱う者を管理する適性評価制度を導入すること及び刑罰を強化すること等によってそれを保護しようとするものである。

しかし、同法案を中核とする秘密保全法制が、国民主権、民主主義及び知る権利をはじめとする国民の諸権利に重大かつ深刻な影響を与えることは明らかである。その具体的理由は、以下のとおりである。

まず、秘密保全法制検討のきっかけとなったといわれる尖閣諸島沖漁船衝突映像の流出は、国家秘密の流出というべき事案とは到底いえないものである。また、立法事実とされている他の事案については、発覚直後に原因の解明・分析が行われ、再発防止のための具体的な対策が立てられているため、刑罰強化、適性評価制度等について立法を必要とする理由を欠いているといわざるを得ない。

さらに、「特別秘密」の概念は曖昧広範で、しかも、それを作成・取得した行政機関が「特別秘密」の指定を行うため、特に政府の違法行為、国民への虚偽説明が判明するような情報が「特別秘密」として国民の目から恣意的に隠される危険性が非常に高い。その上、「特別秘密」の概念が不明確であるため、刑罰規定の構成要件も不明確であり、過失、独立教唆、煽動、共謀まで処罰されるのであるから、処罰範囲を想定することは著しく困難であり、罪刑法定主義に反するおそれがある。

一方で、取材及び報道の自由に対する影響も大きく、取材等により「特別秘密」を入手しようとする行為も「特定取得行為」、「漏えい」の教唆として処罰され得る。不明確な「特別秘密」の「漏えい」や取得の処罰規定は、とりわけ内部告発者、報道機関等の取材者に萎縮効果を与え、国民の知る権利を著しく損なう。

また、適性評価制度は、プライバシー等の機微情報を調査するところ、それに見合う効果も期待できず、プライバシーを侵害する可能性が高い。

秘密保全法制は、このように問題を有しており、国民的な議論が必要とされるにもかかわらず、検討過程は録音も議事録もなく、意図的な情報隠しがなされている。その提案過程及び法案検討過程は情報公開を徹底し、当該法制の立法の是非及び内容を誰もが検討し、適宜、的確な意見をいえるようにすべきである。今、我が国において速やかに実現されるべきは、情報公開の一層の推進と情報公開法の早期改正である。秘密保全法制は、あるべき情報公開の流れに反し、我が国の民主主義を著しく後退させるものであることが明らかである。

よって、当連合会は秘密保全法案の国会提出に反対し、ここに決議する。

2011年11月29日

政府における情報保全に関する検討委員会 委員長
内閣官房長官
藤村 修 殿

社団法人日本新聞協会

「秘密保全法制」に対する意見書

政府が検討を進める秘密保全に関する法制の整備に関し、日本新聞協会の意見を表明する。日本新聞協会としては、保全すべき秘密の範囲が恣意的に広がる恐れや、厳罰を恐れた公務員らが報道機関の取材に応じなくなる可能性があり、国民の「知る権利」や取材・報道の自由を阻害しかねない問題点が多い法制の整備には強く反対する。

同法制については、政府における情報保全に関する検討委員会において、本年8月に出された有識者会議の報告書を受け、次期通常国会への提出に向けて法案化作業を進めることが決定された。

まず、報告書では、①国の安全、②外交、③公共の安全および秩序の維持の3分野を対象に、国の存立に関わる重要情報を「特別秘密」に指定し、保全措置の対象とするとしているが、特別秘密の範囲が曖昧で政府・行政機関にとって不都合な情報を恣意的に指定したり、国民に必要な情報まで秘匿したりする手段に使われる恐れがある。そもそも法制化の議論は、「尖閣諸島沖での中国漁船衝突映像」という何ら保全すべき秘密には該当しない事案の流出を奇貨として始まっている。

厳罰化の影響も懸念される。現状、国家公務員法、地方公務員法の守秘義務違反による懲役は1年以下、自衛隊法の防衛秘密の漏えいによる懲役は5年以下だが、特別秘密を故意に漏えいした場合は懲役5年以下か10年以下の罰則を科すとしている。このような厳罰化は、公務員らの情報公開に対する姿勢を過度に萎縮させはしないか、という懸念が残る。事実、2005年に個人情報保護法が全面施行された際には、いわゆる「過剰反応」による情報提供の萎縮や、個人情報の保護に名を借りた情報隠しが生じ、社会の存立に不可欠な情報の流通が阻害される事態が起きている。本法制化によっても同様の事態が生じるのではないかと懸念する。

また、特別秘密を漏えいするよう働きかける行為を処罰対象とするとしており、報道機関の取材が漏えいの「教唆」「そそのかし」と判断される可能性も捨てきれない。「正当な取材活動は処罰対象にならない」としているものの、運用次第では通常の取材活動も罪に問われかねない。

以上のように、政府や行政機関の運用次第で、憲法が保障する取材・報道の自由、それに基づく国民の「知る権利」を侵害する恐れのある法制度の整備については、日本新聞協会として反対せざるを得ない。

以 上

報告書に対する日弁連の指摘事項と本法における対応等

秘密保全のための法制の在り方について(報告書)	日弁連「秘密保全法制に反対する決議」提案理由	本法における対応等
<p>○ 国の利益や国民の安全を確保するとともに、政府の秘密保全体制に対する信頼を確保する観点から、政府が保有する特に秘匿を要する情報の漏えいを防止することを目的として、秘密保全法制を早急に整備すべき。(3頁)</p>	<p>○ 立法の目的は個々の条文の解釈指針となるものである。秘密保全法制の法文に多義的、不明確な目的がそのまま入るとすれば、「特別秘密」等個々の条項がいかようにも解釈され得ることになりかねない。</p>	
<p>○ 特別秘密として取り扱うべき事項について、関係省庁の意見を基に検討すると、①国の安全、②外交、③公共の安全と秩序の維持、の3分野を対象とすることが適当。(3頁)</p>	<p>○ 「国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」(以下「国家秘密法案」という。)と比較して、「公共の安全及び秩序の維持」が加わっており、秘密の範囲が拡大されている。</p> <p>○ しかも、国家秘密法案では、外交情報も防衛上秘匿することを要するものだけが適用対象であったが、報告書では外交情報全般に拡大されている。</p> <p>○ かつて廃案とされた国家秘密法案よりも、国民に知らせない情報の範囲を拡大し、国民の知る権利を一層制限するものである。</p>	
<p>○ 3分野のいずれかに属する事項の中から特別秘密に該当し得る事項を更に限定するため、特別秘密に該当し得る事項を別表等であらかじめ具体的に列挙した上で、高度の秘匿の必要性が認められる情報に限定する趣旨が法律上読み取れるように規定しておくことが適当。(3頁)</p>	<p>○ 自衛隊法別表第四は極めて抽象的な規定の仕方になっており、これをまねるのであれば限定機能はない。</p> <p>○ 「高度の秘匿の必要性が認められる」との限定要件についても、抽象的で、行政機関が自ら認定するのであるから、行政機関の違法行為等について、恣意的な判断に基づく情報隠しが可能になってしまう。</p>	

<p>○ 調査事項としては、例えば、①人定事項（氏名、生年月日、住所歴、国籍（帰化情報を含む。）、本籍、親族等）、②学歴・職歴、③我が国の利益を害する活動（暴力的な政府転覆活動、外国情報機関による情報収集活動、テロリズム等）への関与、④外国への渡航歴、⑤犯罪歴、⑥懲戒処分歴、⑦信用状態、⑧薬物・アルコールの影響、⑨精神の問題に係る通院歴、⑩秘密情報の取扱いに係る非違歴、といったものが考えられる。（10、11頁）</p>	<p>○ 調査事項は広範に及んでおり、信用状態等のセンシティブ情報も含まれている。 ○ 調査事項のうち「我が国の利益を害する活動への関与」は、抽象的であり、行政機関の恣意的判断により、思想・信条にまで踏み込んだ調査がなされる危険性がある。</p>	
<p>○ 対象者のプライバシーに深く関わる調査となることから、対象者の同意を得て手続を進めることが肝要。（11頁）</p>	<p>○ 適性評価のための調査では、同意しなければマイナス評価を受けることが明らかであるから、同意は事実上強制されている。したがって、調査対象者の同意は、調査の正当化事由たり得ない。</p>	
<p>○ 対象者本人に加え、配偶者のように対象者の行動に影響を与え得る者について、諸外国と同様、信用状態、外国への渡航歴等を調査することも考えられる。（11頁）</p>	<p>○ 対象者本人のみからの同意しか想定していないため、それ以外の者については同意なくして収集されることになる。これは、プライバシー権や思想・信条の自由の侵害である。</p>	

<p>○ 業務により特別秘密を取り扱う者は、その業務に応じ、特別秘密を厳格に保全し漏えいを防ぐ責任を有していると考えられるから、このような者に対しては、漏えいを防ぐ注意義務を認め、過失による漏えいを処罰することが適当と考えられる。(16頁)</p>	<p>○ 国民は、どのような情報が「特別秘密」にあたるかを判断することができない。よって、ある日突然「特別秘密」を不注意にも漏えいしたとして処罰されかねない。</p>
<p>○ 故意の漏えい行為の未遂は、特別秘密の漏えいの危険を現実化させる悪質性の高い行為であり、処罰対象とすることが適当。 また、特定取得行為は漏えい行為と同様に秘密を漏えいさせる高い危険性を有することから、同行為の未遂も処罰することが適当。(18頁)</p>	<p>○ 「特別秘密」の外延が過度に広範かつ不明瞭であるため、本法制における犯罪の実行行為かもよく認識できないままに、犯罪の実行行為たる行為に関与してしまう場合もあり得る。よって、未遂処罰は許されない。</p>
<p>○ 特別秘密の故意の漏えい行為の共謀、独立教唆及び煽動については、それぞれの行為の悪質性・危険性を踏まえ、自衛隊法が防衛秘密の漏えいに関するこれらの行為を処罰の対象としていることも考慮すると、これらを処罰対象とすることが適当。 また、特定取得行為は漏えい行為と同様に秘密を漏えいさせる高い危険性を有することから、同行為の共謀、独立教唆及び煽動も処罰することが適当。(18頁)</p>	<p>○ 共謀行為・独立教唆及び煽動は、いずれも、実行行為が未だ存在しない段階の行為を処罰するものである。これは内心の意思を処罰するものであり、刑法の基本原則である行為責任主義に反する。 ○ 独立教唆行為については、およそ実害を生じていないのであるから、処罰の必要性には重大な疑問がある。 ○ 煽動行為については、独立教唆行為以上に成立範囲が不明確であり、正当な表現行為との境界はより曖昧である。これを処罰することは国民の表現活動を萎縮させるおそれがある。</p>
<p>○ 特定取得行為は、犯罪行為や犯罪に至らな</p>	<p>○ 「その他社会通念上是認できない行為を手段として</p>

<p>いまでも社会通念上是認できない行為を手段とするもので、適法な行為との区別は明確であり、また、特別秘密を保全状態から流出させる点で取扱業務者等による漏えい行為と同様の悪質性、危険性が認められる行為。(17頁)</p>	<p>特別秘密を取得する行為」が特定取得罪の構成要件に取り込まれる可能性がある。その場合、どのような行為が「特定取得罪」に該当するか、判断が著しく困難になる。</p>	
<p>○ 本法制は、国民の知る権利等との関係で問題を生ずるものではないと考えられる。(21～23頁)</p>	<p>○ 秘密保全法制の罰則規定には取材等について萎縮効果があり、国民主権原理から要請される国民の知る権利を侵害する。 ○ 本法制の下では、国家がその解釈と裁量の下、報道関係者だけでなく、出版関係者、さらに一般市民もある日突然犯罪者として処罰される可能性がある。</p>	
<p>○ 民間事業者等が行政機関等から事業委託を受ける場合には、当該事業が行政活動の一環として実施されること等に鑑み、民間事業者等が作成・取得する情報も本法制の適用対象とすることが適当。(5頁)</p>	<p>○ 科学技術が軍需に取り込まれることで軍事秘密とされ、その結果、秘密保全法制により学問・研究活動の自由等が侵害されることになりかねない。</p>	
	<p>○ 「特別秘密」を、我が国の国益について政府と異なる立場、良心や信念から、国民に知らせようと内部告発した場合、秘密保全法制で厳しく捜査・処罰され、社会的地位を失うことを覚悟しなければならない。その結果、内部告発が自主規制されることになる。それ自身が思想・信条・良心の自由の侵害である。</p>	

11/11/30 内調内検討済み

平成23年11月 日
内閣情報調査室

[Redacted]

[Redacted]

*1

*2

[Redacted]

○立法府及び司法府における守秘義務一覧

		守秘義務	罰則	備考
立法府	国会議員	×	—	憲法及び国会法に規定されている秘密会において公表しないとされたものを他に漏らした者について、参議院規則では院内の懲罰規定が整備されている(同規則第236条)が、衆議院規則には同様の規定はない。
	国会職員	○	×	
		国会職員法第19条		
司法府	裁判官	○	×	裁判官には官吏服務紀律により職務上知り得た秘密に守秘義務が課せられているが、高度な職業倫理に基づく行動ができる又は期待でき、それを担保するものとして弾劾裁判又は分限裁判の手続が設けられていることから、罰則で担保された守秘義務は課せられていない。(平成16年4月9日の衆議院法務委員会における司法制度改革推進本部事務局長答弁)。
	裁判所職員	○	○	
		裁判所職員臨時措置法		

秘密保全法案 内閣情報調査室が内閣法制局に提出した資料の項目一覧
(2011年8月-2012年10月12日)

【資料11】

大項目	項目
17回	人的管理 適正評価の思想・良心及び信教の自由との関係について 適正評価と法の下での平等との関係について
13回	秘密の指定 指定権の所在及び指定の効果、並びに指定の調整について
	罰則 刑事裁判手続における特別秘密の立証方法について
12回	総論 秘密保全法制の必要性及びその具体的内容について
10回	人的管理 ■■■■■■■■■■
	罰則 漏えいの教唆及び特定取得行為を処罰することと報道機関の取材の自由との関係について
9回	人的管理 調査事項について 同意の取得について
8回	人的管理 適正評価の対象外とする者について
7回	人的管理 実施権者について
6回	人的管理 適性評価制度の法制化について 特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれと調査すべき事項の関係について 結果の通知について 適正評価の実施への不同意等を理由とした不利益な取扱いの禁止について
4回	人的管理 公私の団体への照会について
	その他 本法制の附則において内閣法の一部を改正することについて
	条文案 適性評価調査票(イメージ)
3回	秘密の指定 他の行政機関等における特別秘密の取扱いの業務について
	人的管理 「適性」という語を用いることについて 適性評価の実施以外の目的での個人情報利用・提供の制限について 適性評価の代替措置について(■)
2回	条文案 適正評価の調査事項等の条文イメージ
	秘密の指定 指定の解除の調整について 合議制の行政機関における特別秘密の指定及び管理について
	人的管理 評価の観点と調査事項の関係について 適性評価の見直し時期について 行政機関の長等が自らの適性を評価する制度設計の合理性について
	その他 ■
	その他 日弁連等の指摘事項と本法における対応
1回	条文案 自衛隊法との対照表 ■に係る条文イメージ 別表第二号の規定振りについて
	立法事実 特に秘匿を要する情報のインターネット上への漏えいの防止について 特に秘匿を要する情報に対する標的型サイバー攻撃の防止について
	秘密の指定 指定の有効期間について
	人的管理 秘密の管理に係る内容の法律事項について 国務大臣以外の者が行政機関の長等である場合の当該行政機関の長等の 適性評価の実施権者について 特別秘密の取扱いが簡素な場合の適性の評価について 仮の適性評価について 適性評価制度と適格性確認制度との比較
	罰則 特別秘密の漏えい罪と公務員法上の守秘義務違反罪との関係について 取扱業務者以外の業務者による漏えい行為を処罰対象とすることについて 特定取得行為を処罰対象とすることについて 共謀、教唆、煽動の処罰規定を設けることについて 業務による知得後、当該業務を離れ、又は退職した後に特別秘密の指定があつた事項に係る漏えい行為に対する処罰の要否について 刑事手続上の特別秘密の取扱いに関する法務省意見について 刑事手続上の特別秘密の取扱いについて 取扱業務者と業務知得者の区別について 自由刑の上限について 国外犯処罰規定について
	諸外国 諸外国の秘密保全制度における適正評価手続 諸外国の秘密保全制度における主な罰則
	その他 本法における附則事項について 第6条第2項に係る警察庁作成ペーパー 本法における「外国」等の用語の取扱いについて